

地方独立行政法人山口県産業技術センター評価委員会（第1回）の審議要旨

- 1 日時 平成21年4月16日（木） 14:00～15:45
- 2 場所 山口県庁 4階 共用第4会議室
- 3 出席者 三浦房紀委員、三島正英委員、磯部昌毅委員、齊藤敏枝委員
(魚谷礼子委員は欠席)

(委員会の内容)

I 佐本県商工労働部長挨拶

産業技術センターの地方独立行政法人化は、平成18年3月に策定した「山口県行政改革推進プラン」を端緒として、その検討を始め、特に昨年度は、一年間をかけて、学会・産業界の方々から有益な御意見を頂戴し、また、現場のセンター職員とも協議を重ねながら、具体的な準備を進めてきた。

産業技術センターは、去る4月1日に法人設立式を挙行し、新たな組織としての第一歩を踏み出したところであり、今後は、企業のニーズに即して、より一層のサービスの質の向上や、効率的・効果的な業務運営を行っていくことが求められている。

地方独立行政法人は、理事長のトップマネジメントの下、自主的・自律的に運営を行い、その成果について事後に評価を受けるマネジメントサイクルをとることが大きな特徴であり、この評価の部分を担当していただく当委員会では、様々な分野でご活躍中の皆様を委員として迎えており、県が法人に指示する中期目標や、法人が定める中期計画、毎年度の業務実績等について、県民の目線での忌憚のない意見をいただきたい。

産業技術センターが、今後、高度化・多様化する企業ニーズに迅速かつ機動的に対応し、企業や県民から信頼される中核的技術支援拠点として、その存在意義を高めていくためには、この評価委員会の果たす役割は大変大きいものと考えており、協力をお願いする。

II 委員紹介・委員長選出等

各委員、事務局職員及び産技センター役職員を紹介。委員長には互選により、三浦委員（山口大学大学院理工学研究科長）が就任し、三島委員が委員長代理に指名された。

委員長が議長として議事を進行することとした。

III 報告

評価委員会について

→ 資料1, 1-1, 1-2, 2により、事務局から説明

IV 議題

(1) 役員に対する報酬等の基準について

→ 資料3により、事務局から説明

(2)業務方法書について

→ 資料4により、事務局から説明

(3)中期目標（案）について

→ 資料5，5-1，6により事務局から説明

(4)評価に対する基本的な考え方（素案）について

→ 資料7により事務局から説明

役員に対する報酬等の基準について

●委員 ◆委員長 □事務局 ◇センター

《事務局からの資料説明後、審議》

- 今回は役員報酬の上限を審議するということであるが、副理事長と理事とは職責が異なるが、上限が同じなのはなぜか。
- 役員報酬は、上限を設定した上で、本人の経歴等を勘案した金額を支給するとしており、実際には、職責と経歴に応じた報酬を支給する。
- 期末手当の率は、何月か。
- 県の特別職と同様、年3.35月である。
- ◆ 役員に対する報酬等の基準については、特に意見はないということによろしいか。

《各委員了承》

業務方法書について

《事務局からの資料説明後、審議》

- ◆ 業務方法書とは、基本方針等の基本的な事項を記すのみでよいのか。
- 業務方法書には、基本方針等のみを記載し、それらを具現化する各仕組みや手続きについては、法人がそれぞれ規程を整備して、業務を運営していくこととなる。
- ◆ 業務方法書とは、言うなれば憲法みたいなもので、これにぶら下げる様々な規程は法人において整備していくということであり、業務方法書については、適当であるということによろしいか。

《各委員了承》

中期目標（案）について

《事務局からの資料説明後、審議》

- ◆ 今回示された中期目標期間は5年であるが、県立大は中期目標期間が6年となっている。同じ県が設立した独法で、期間が違うのか。
- 地方独立行政法人法の中に公立大学法人の特例に関する規定があり、6年となっている。それ以外の法人については、3年から5年と定められており、研究開始から事業化までのプロセス等を考慮し、5年で示させていただいた。
- こういった目標等をPRする手法はあるのか。
- HP・刊行物による情報発信やセンターのコーディネータの活動、産業支援機関との連携、研修会・イベント等を通じた積極的なPRに努めていくこととしている。
- 独法化の目的は自主・自律であり、技術支援について県内企業のすべてのニーズに対応するというのではないと思うので、ある程度ポイントを絞った組織を構築し、そこに特色・魅力を出して、センターの機能強化を図ることになると思うが、基本的な目標やサービス向上に関する目標を見ると、すべてのニーズにセンターが応えるという風に見えるので、どこに特色を出そうとしているのかが読み取れない。
- ◇ センターは県内唯一の工業系公設試であり、基本的には、間口を広げていきたいと考えているが、一方でセンターがすべての技術に対応できるわけではない。研究開発については、重点化を図り、技術支援については、センターで対応できない技術について、他大学や他公設試等と連携を図っていきたい。
- 技術支援は幅広に対応し、研究開発は重点化することだが、技術相談をしっかりとするために、研究開発もしっかりするのではないか。様々な考え方はあると思うが、産技センターの持っている特色が、産技センターの魅力であり、それ以外については、各大学・他公設試等の技術を網羅していればよいと思う。
いくなれば、かかりつけ医のようなもので、選択と集中が求められる時勢において、技術支援について、センターがすべて対応することは、なじまないと思う。
目標なので、どこまで立ち入るべきか、とも思うが。
- ◇ センターはかかりつけ医でもあり、町医者でもある。研究開発を通じてセンターで対応できる技術については重点化を図り、センターで対応できない技術については、他機

関との連携により対応するという一方で、技術支援の強化を図ってまいりたい。

- 町医者でもあり、かかりつけ医でもあるということであれば、技術支援においてもセンターの特色を指針なりに盛り込むべき。
- ◆ まず何かあったらセンターへ行き、センターで対応できればセンターで対応し、できない場合は、他大学等を紹介して、問題解決を図っていく、そういう活動をセンターがして行けば、県内企業のためになると思う。そのために、研究員は日頃からの研鑽が重要となってくる。
- 県内企業の技術基盤を強化することは、技術支援であり、産学公連携による取組ではないのではないか。
- 中小企業群が新たな技術を獲得することを目的に産学公が連携して研究会を立ち上げており、そういう取組を通じて、県内中小企業が新たな技術基盤を獲得することで、県全体の技術基盤を強化していくという考えである。
- 独法は、理事長のトップマネジメントが掲げられるが、それを支える職員の意識改革が重要である。特定独法は、地方公務員の身分が維持されるが、独法は単に理事長のトップマネジメントだけではなく、職員もどこまで進みきれるかということが重要になる。
- 去る4月1日のセンター設立式にかかる知事訓辞においても、職員の意識改革について触れられており、検討を行いたい。
- ◆ 外部資金の獲得ばかりに捕らわれてしまうと、県内企業の技術相談や共同研究など本来すべき技術支援が後回しになるということも考えられ、これでは本末転倒であり、その点については、業務運営の計画に関し、注意が必要。
- 財務諸表等について、月時決算や中間決算はあるのか。
- ◇ センター内で、月次試算表や四半期毎の執行状況を経営管理部門でチェックし、運営が滞らないようにしたい。

評価に関する基本的な考え方（素案）について

《事務局からの資料説明後、審議》

- 法人が自己評価を行うにあたり、法人内でどのような体制を考えているのか。

- 経営委員会と企業支援委員会を設けており、その中で自己評価を行うこととしている。
- 評価については、法人が評価のために年度計画を前倒しするなど、評価に追われるということがないように留意する必要がある。
- ◆ 評価のために時間とエネルギーを使って、本来の業務計画を、評価ために変更するということはあってはならないし、数値目標を立てて実行する場合にも、何がなんでもそれを達成するために他の業務を疎かにするということがないように評価委員会においても留意する必要がある。
また、日頃の業務の中で作成する資料やデータが評価に使えるような体制やシステムを早い段階で作っておけば、評価作業における負担が少なくなる。
- 法人が自己評価したものを評価委員会が評価するというのであれば、法人が評価した視点により、評価委員会が評価するということになるのか。評価委員会の評価の視点はどこに反映されるのか。
- 評価の視点は、中期目標・中期計画に掲げられている項目であり、これらは評価委員会の意見を聴いて策定するするものであり、法人の視点のみで評価するというではない。次回及び第3回において評価の視点を踏まえて中期計画を審議することとなる。
- 財務諸表等は法人独自で作成するのか。そのようなノウハウはあるのか。
- 税理士等の指導を受けながら、法人自らが作成する。
- ◆ 以上を踏まえ、評価要領(案)を事務局で作成し、第4回で審議する。

その他について

- ◆ 中期目標(案)について、追加で意見等があれば、4月24日までに事務局へご連絡をいただきたい。
- ◆ 今回は、5月18日(月)午後3時からの開催である。(場所については後日通知。)

V 山田産業技術センター理事長挨拶

本日の貴重なご意見を独法の業務に活かしたい。独法化し半月がたったが、素早く業務運営体制を確立し、県内企業に見てもらいたい。「すべてが県内企業の技術支援サービスの向上のために」というキーワードを掲げて取り組んでいるところである。

また、職員の意識改革及び組織改革が独法の成否の大きな鍵を握ると考えており、そういった改革を見える化できるようにして、法人運営を行っていきたい。

評価委員会において、是非、忌憚のない意見をいただき、法人運営に反映させていただ

きたい。